

公的資金補償金免除繰上償還について

1. 公的資金補償金免除繰上償還制度

地方公共団体の厳しい財政状況等を踏まえ、平成19年度から平成21年度までの臨時特例措置として、徹底した総人件費の削減等を内容とする「財政健全化計画」及び「公営企業経営健全化計画」を策定し、行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成19年から3年間で5兆円規模の公的資金（財政融資資金、郵政公社資金、公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利地方債の公債費負担を軽減するものです。

また、繰上償還の財源として、必要に応じて銀行等資金による借換債が発行できます。

2. 公的資金補償金免除繰上償還の実施

従来から繰上償還の制度はありましたが、未償還利子に対して多額の補償金を支払う必要があり、繰上償還を実施しても総支払額に大差はないことから、高金利地方債の繰上償還は実施しておりませんでした。今回の制度は、この多額の補償金を全額免除されるものであり、石巻市においては普通会計・下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計で高金利地方債の繰上償還を実施し、銀行等資金（低金利）に借り換えることで約7.9億円の公債費負担軽減額が見込まれることから、繰上償還を実施することとしました。

3. 対象となる地方債及び公債費負担軽減額の見込み

普通会計債及び公営企業債の利率5%以上の金利の地方債

【石巻市の対象】

会計	件数	繰上償還額	公債費負担軽減額
普通会計	125件	18.2億円	1.8億円
下水道事業特別会計	27件	27.3億円	5.4億円
農業集落排水事業特別会計	8件	3.2億円	0.7億円
合計	160件	48.7億円	7.9億円

※予定総額48.7億円については、その全額を銀行等資金に借り換える予定です。

公債費負担軽減額については、利率2.55%で借り換えた場合の見込み額です。

4. 財政健全化計画及び公営企業経営健全化計画の策定

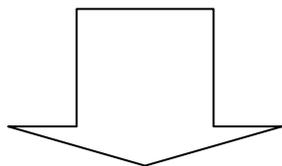
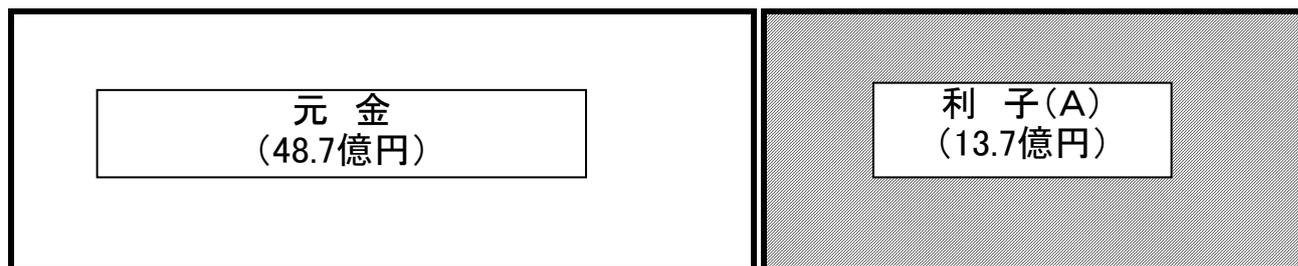
この計画は、地方財政法附則第33条の9第1項に定める行政の簡素化及び効率化に関する計画として、「公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱」において、補償金免除繰上償還の対象とされた普通会計及び公営企業会計に属する地方債の繰上償還を実施する場合に策定するものです。

今回の財政健全化計画及び公営企業経営健全化計画については、石巻市集中改革プラン（計画期間平成18年度～平成22年度）や石巻市職員定員適正化計画（計画期間平成18年度～平成22年度）等の取り組みを基本とし、今後更なる行財政改革を実施していくことを目標に策定しました。

繰上償還に伴う公債費負担軽減額のイメージ図

【繰上償還前】

償還額 62.4億円(全会計分)



【繰上償還後】

償還額 54.5億円(全会計分)



※繰上償還後の利子は、元金全額を銀行等資金(利率2.55%)で借り換えた場合の見込み額です。

$$(A) - (B) = \text{公債費負担軽減額 } 7.9\text{億円}$$